

# 補助対象者

以下のすべての要件を満たす個人または法人(小規模事業者)です。

## ● 対象者の在住、起業場所の要件

		事業所店舗住所	
		須恵町	町 外
自宅住所	須恵町	○	×
	町 外	○	×

※須恵町内の法人登記のみは不可



須恵町商工会  
キャラクター さくぞう

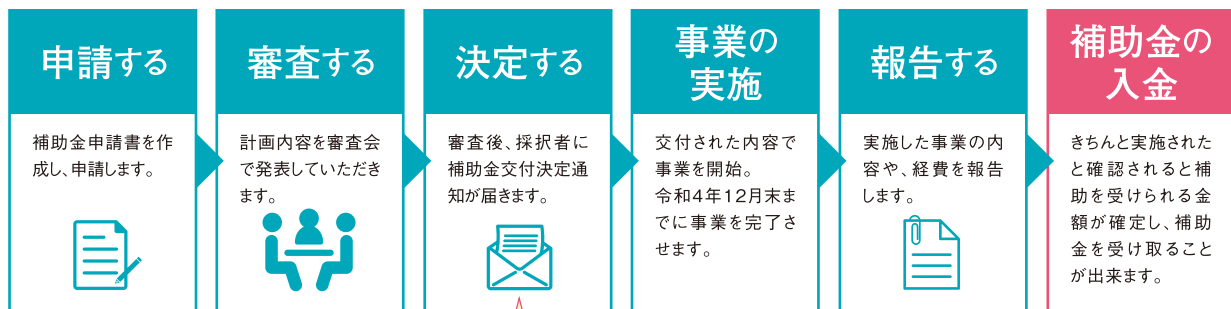
- 開業日が2022年1月1日～2022年12月31日であること。
- 町税に滞納がないこと。
- 須恵町が発行する「特定創業支援事業を受けたことの証明書」(※注釈1)をもつ者。もしくは、事業期間終了までに同証明書」を取得する予定の者。

※注釈1：上記の証明書は須恵町商工会で開催される「創業塾」の修了証書をもつ方が須恵町に証明書の発行を依頼する事で取得できる。

- 商工会指導のもと、補助事業を当該年度の12月末までに完了することができること。
- この補助事業を活用した事がないこと。

※詳しくは、「補助事業要領」をご確認ください。( <https://sue-sho.com> )

## 申請から補助金交付までの流れ



審査の結果、補助金対象事業として採択されないこともあります。

## 補助金申請時に必要な書類

- ① 須恵町商工会創業補助金交付申請書(様式第1号)、(別紙1)、(別紙2)
- ② 町税に滞納がないことを証する書類(完納証明書)
- ③ 代表者の自宅住所がわかるもの
- ④ 特定創業支援事業を受けたことの証明書
- ⑤ 事業期間終了までに須恵町で開業した事が証明できるもの  
(事業期間終了までの提出で可 開業届や公共料金などの写し)

※④⑤・・・申請時に取得できていなくても、事業終了までにご提出いただければ申請は可能です。

詳しい内容は、須恵町商工会までお問合せ下さい。【電話】092-932-6700